

向精神薬管理マニュアル

(薬局用)

山口県健康福祉部薬務課

(平成24年3月発行)

目 次

第 1 分類	-----	1
第 2 免許	-----	1
第 3 譲受	-----	1
第 4 譲渡	-----	1
第 5 不備又は不審な処方せんの取扱い		
	-----	2
第 6 記録	-----	2
第 7 保管	-----	3
第 8 事故	-----	3
第 9 廃棄	-----	3
第10 薬局管理者の業務	-----	3
第11 立入検査	-----	4
第12 その他注意事項	-----	4
・ 向精神薬一覧	-----	5
・ 事故届様式	-----	12

向精神薬の取扱いについて

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。

第2 免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第50条及び第50条の26）

向精神薬卸売業者	都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者に向精神薬を譲り渡すことを業とする者
向精神薬小売業者	都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した処方せんにより調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者

薬局開設者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、通常、薬局開設者が向精神薬小売業者の免許を申請する必要はありません。

なお、免許を受けた者とみなされることを辞退したい者は、知事に別段の申出が必要です。

第3 譲受（法第50条の16・麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第36条）

1 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者（注）から譲り受けることができます。

（注）薬局開設者と同様に、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者も向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。

2 1の他、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。

- (1) 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
- (2) 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- (3) 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- (4) 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

第4 譲渡（法第50条の16及び法第50条の17）

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

1 向精神薬を記載した処方せんを所持する者に譲り渡す場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）

※ 医師の指示で譲り渡すことはできません。

2 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）

- 3 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引き換えに船舶所有者に譲り渡す場合
 - 4 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を営業者者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
 - 5 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
 - 6 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- （注）災害時に使用するために備蓄されるものであることを証する書類の提出を受けてください。
- 7 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

第5 不備又は不審な処方せんの取扱い（薬剤師法第24条）

処方せんに疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方せん（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方せんや遠隔地の医療機関の医師から発行された処方せんには注意が必要です。

第6 記録（法第50条の23）

- 1 第1種向精神薬及び第2種向精神薬（次表）を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。
 - （1）向精神薬の品名（販売名）・数量
 - （2）譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
 - （3）譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地
- 2 注意事項
 - （1）患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません（施行規則第42条）。
 - （2）同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要があります。両者の間で譲受け、譲渡しがあつた場合はそれぞれ記録してください。
 - （3）向精神薬の記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
 - （4）第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいと思われます。

一般的名称	左欄に掲げる成分を含有する製剤の名称
セコバルピタール	注射用アイオナール・ナトリウム
メチルフェニデート	リタリン散・錠 コンサータ錠
モダフィニル	モディオダール錠
アモバルピタール	イソミタール
ブプレノルフィン	レペタン注 レペタン坐薬 ザルバン注 ノルspanテープ
ペンタゾシン	ソセゴン注射液・錠 ペンタジン注射液・錠 ペルタゾン錠 トスパリアル注
ペントバルピタール	ラボナ錠 ソムノペンチル（動物用医薬品）

フルニトラゼパム	サイレース注・錠 ビビットエース錠 フルトラース錠 フルニトラゼパム錠 ロヒプノール注・錠
----------	---

第7 保管（法第50条の21・施行規則第40条）

1 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

(1) 薬局の施設内に保管すること。

(2) 保管する場所は、業務従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。

2 注意事項

(1) 従事者が常時勤務している場所にあっても、一時的に無人となるようなことがある場合や、目の届きにくい場所に保管している場合は、出入口の施錠や専用保管庫への保管を励行し盗難の防止に留意してください。

(2) 通常準備しておく向精神薬は必要な量及び種類とし、その他のものは、施錠できる専用設備（保管庫）に保管することが望まれます。

(3) 向精神薬や錠の保管について、明確な管理責任体制をとってください。

2 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第8 事故（法第50条の22・施行規則第41条）

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アルプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

※ ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第9 廃棄（法第50条の21）

1 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第6 記録の項参照。）

3 廃棄は焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第10 薬局管理者の業務（法第50条の20）

向精神薬営業者は、営業所ごとに自ら向精神薬取扱責任者となるか又は向精神薬取扱責任者をおこななければなりません。

薬局の管理者は、向精神薬取扱責任者とみなされており、向精神薬の譲渡し、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないよう、業務従事者を監督しなければなりません。

第11 立入検査（法第50条の38）

- 1 立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- 2 立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。
- 3 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第12 その他注意事項

1 輸出・輸入（法第50条の8、法第50条の11・施行規則第27条及び第30条）

(1) 向精神薬は、原則として輸出又は輸入することはできません。

(2) 患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。

ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）の所持が必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

2 製造・製剤・小分け（法第50条の15）

(1) 向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。

(2) 調剤（予製を含む。）については、製剤に該当しません（法第2条第29号）。

3 容器の記載事項（法第50条の19）

薬局が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「**向**」が表示されます。

4 承認条件

(1) メチルフェニデート製剤「リタリン錠／散」「コンサータ錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われておりますので、注意が必要です。

(2) プレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5 その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

※ 平成3年1月29日付け日薬学発第165号 厚生省薬務局長宛て 日本薬剤師会会長「『向精神薬等乱用防止のための薬局及び医薬品一般販売業の自主管理マニュアル』の改正について」も併せて参考にしてください。

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

	物質名	薬理作用			物質名	薬理作用	
第1種	ジペプロール	鎮咳		第3種	テマゼパム	中枢抑制	
	セコバルビタール	中枢抑制	○		デロラゼパム	中枢抑制	
	フェネチリン	中枢興奮			トリアゾラム	中枢抑制	○
	フェンメトラジン	中枢興奮			ニトラゼパム	中枢抑制	○
	メクロカロン	中枢抑制			ニメタゼパム	中枢抑制	○
	メタカロン	中枢抑制			ノルダゼパム	中枢抑制	
	メチルフェニデート	中枢興奮	○		ハラゼパム	中枢抑制	
第2種	モダフィニル	中枢興奮	○	バルビタール	中枢抑制	○	
	アモバルビタール	中枢抑制	○	ハロキサゾラム	中枢抑制	○	
	カチン	中枢興奮		ピナゼパム	中枢抑制		
	グルテチミド	中枢抑制		ビニルビタール	中枢抑制		
	シクロバルビタール	中枢抑制		ピブラドロール	中枢興奮		
	ブタルビタール	中枢抑制		ピロバレロン	中枢興奮		
	ブプレノルフィン	鎮痛	○	フェノバルビタール	中枢抑制	○	
第3種	フルニトラゼパム	中枢抑制	○	フェンカンファミン	中枢興奮		
	ペンタゾシン	鎮痛	○	フェンジメトラジン	中枢興奮		
	ペントバルビタール	中枢抑制	○	フェンテルミン	中枢興奮		
	アミノレクス	中枢興奮		フェンプロボレクス	中枢興奮		
	アルプラゾラム	中枢抑制	○	ブトバルビタール	中枢抑制		
	アロバルビタール	中枢抑制	○	プラゼパム	中枢抑制	○	
	アンフェプラモン	中枢興奮		フルジアゼパム	中枢抑制	○	
	エスクロルビノール	中枢抑制		フルラゼパム	中枢抑制	○	
	エスタゾラム	中枢抑制	○	プロチゾラム	中枢抑制	○	
	エチナメート	中枢抑制		プロピルヘキセドリン	中枢興奮		
	エチランフェタミン	中枢興奮		ブロマゼパム	中枢抑制	○	
	オキサゼパム	中枢抑制		ペモリン	中枢興奮	○	
	オキサゾラム	中枢抑制	○	ベンツフェタミン	中枢興奮		
	カマゼパム	中枢抑制		マジンドール	食欲抑制	○	
	クアゼパム	中枢抑制	○	ミダゾラム	中枢抑制	○	
	クロキサゾラム	中枢抑制	○	メソカルブ	中枢興奮		
	クロチアゼパム	中枢抑制	○	メダゼパム	中枢抑制	○	
クロナゼパム	抗てんかん	○	メチプリロン	中枢抑制			
クロバザム	抗てんかん	○	メチルフェノバルビタール	中枢抑制			
クオラゼパム	中枢抑制	○	メフェノレクス	中枢興奮			
クオルジアゼボキシド	中枢抑制	○	メプロバメート	中枢抑制			
ケタゾラム	中枢抑制		レフェタミン	鎮痛			
ジアゼパム	中枢抑制	○	ロフラゼパムエチル	中枢抑制	○		
セクブタルビタール	中枢抑制		ロプラゾラム	中枢抑制			
ゾルピデム	中枢抑制	○	ロラゼパム	中枢抑制	○		
テトラゼパム	中枢抑制		ロルメタゼパム	中枢抑制	○		

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含むものを含む。

注2) ○印は、日本国内で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

(1) 第1種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名（会社名）
セコバルピタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム(0.2)（日医工）
メチルフェニデート塩酸塩	コンサータ錠18mg・錠27mg（ヤンセンファーマ） リタリン散1%・リタリン錠10mg（ノバルティスファーマ）
モダフィニル	モディオダール錠100mg（アルフレッサファーマ＝田辺三菱製薬）

(2) 第2種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名（会社名）
アモバルピタール	イソミタール原末（日本新薬）
ブプレノルフィン	ノルspanテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg （ムンディファーマ＝久光製薬）
ブプレノルフィン塩酸塩	ザルバン注0.2mg・注0.3mg（日新製薬） レペタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg（大塚製薬）
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg（エーザイ） ビビットエース錠1mg・錠2mg（辰巳化学＝日本ジェネリック） フルトラス錠1mg・錠2mg（シオノケミカル） フルニトラゼパム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」（共和薬品工業） フルニトラゼパム錠1mg「JG」・錠2mg「JG」（日本ジェネリック） ロヒプノール錠1・錠2・静注用2mg（中外製薬）
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg（アステラス製薬） トスパリアル注15・注30mg（小林化工） ペンタジン注射液15・注射液30（第一三共）
ペンタゾシン塩酸塩 （塩酸ペンタゾシン）	ソセゴン錠25mg（アステラス製薬） ペルタゾン錠25（あすか製薬＝日本化薬） ペンタジン錠25（第一三共）
ペントバルピタールカルシウム	ラボナ錠50mg（田辺三菱製薬）

(3) 第3種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名（会社名）
アルプラゾラム	アゾリタン錠0.4（大洋薬品工業） アルプラゾラム錠0.4mg「トーワ」・錠0.8mg「トーワ」（東和薬品） カームダン錠0.4mg・錠0.8mg（共和薬品工業） コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠（武田薬品工業） ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠（ファイザー製薬） メデポリン錠0.4・錠0.8（メディサ新薬＝沢井製薬）

エスタゾラム	エスタゾラム錠 1mg「アメル」・錠 2mg「アメル」 (共和薬品工業=日医工) ユーロジン散 1%・1mg錠・2mg錠 (武田薬品工業)
オキサゾラム	セレナール散10%・錠 5・錠10 (第一三共) ペルサール細粒10%・錠10mg (イセイ)
クアゼパム	クアゼパム錠15mg「アメル」・錠20mg「アメル」 (共和薬品工業) クアゼパム錠15mg「サワイ」・錠20mg「サワイ」 (沢井製薬) クアゼパム錠15mg「トーワ」・錠20mg「トーワ」 (東和薬品) クアゼパム錠15mg「日医工」・錠20mg「日医工」 (日医工) クアゼパム錠15mg「MNP」・錠20mg「MNP」 (日新製薬=Meiji Seika ファルマ) クアゼパム錠15mg「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック=富士フィルムファーマ) クアゼパム錠20mg「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック) ドラール錠15・錠20 (久光製薬=田辺三菱製薬)
クロキサゾラム	セパゾン散 1%・錠 1・錠 2 (第一三共)
クロチアゼパム	イソクリン精衣錠 5・錠10mg (沢井製薬) クロチアゼパム錠 5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」 (東和薬品) ナオリーゼ錠 5mg・錠10mg (鶴原製薬) リーゼ顆粒10%・錠 5mg・錠10mg (田辺三菱製薬=吉富薬品) リリフター錠 5・錠10 (日医工ファーマ=日医工)
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠 1mg・錠 2mg (大日本住友製薬) リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠 1mg・錠 2mg (中外製薬)
クロバザム	マイスタン細粒 1%・錠 5mg・錠10mg (大日本住友製薬=アルフレッサファーマ)
クロラゼブ酸ニカリウム	メンドンカプセル7.5mg (アボットジャパン)
クロルジアゼポキシド	コンスーン散1%・錠 5・錠10 (鶴原製薬) コントロール散 1%・散10%、5mg・10mgコントロール錠 (武田薬品工業) バランス散10%・錠 5mg・錠10mg (丸石製薬)
ジアゼパム	ジアゼパム散 1%「アメル」・錠 2mg「アメル」・錠 5mg「アメル」 (共和薬品工業) ジアゼパム錠 2「サワイ」 (沢井製薬) ジアゼパム錠 2「トーワ」・錠 5「トーワ」 (東和薬品) ジアゼパム注射液 5mg「タイヨー」・10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業) ジアパックス錠 2mg・錠 5mg (大鵬薬品工業) セエルカム錠 2・錠 5・錠10 (鶴原製薬)

	<p>セルシン散 1%・シロップ 0.1%・注射液 5mg・注射液 10mg、2mg・5mg・10mgセルシン錠 (武田薬品工業)</p> <p>セレナミン錠 2mg・錠 5mg (旭化成ファーマ)</p> <p>ダイアアップ坐剤 4・坐剤 6・坐剤 10 (和光堂)</p> <p>パールキット散 1%・錠 2mg・錠 5mg (ニプロファーマ)</p> <p>ホリゾン散 1%・錠 2mg・錠 5mg・注射液 10mg (アステラス製薬)</p> <p>リリパー散 1% (マイラン製薬)</p>
ゾルピデム酒石酸塩	<p>マイスリー錠 5mg・錠 10mg (アステラス製薬)</p>
トリアゾラム	<p>アサシオン 0.25mg錠 (長生堂製薬=田辺製薬販売=日本ケミファ) <経></p> <p>アスコマーナ錠 0.125mg (日新製薬)</p> <p>アスコマーナ錠 0.25 (日新製薬=富士フィルムファーマ)</p> <p>カムリトン 0.25mg錠 (寿製薬)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg「タナベ」・錠 0.25mg「タナベ」 (長生堂製薬=田辺三菱製薬=田辺製薬販売)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg「EMEC」・0.25mg「EMEC」 (サンノーバ=エルメッドエーザイ)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg「JG」・錠 0.25mg「JG」 (大興製薬=日本ジェネリック)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg「TCK」 (辰巳化学)</p> <p>トリアゾラム錠 0.25mg「TCK」 (辰巳化学=マイラン製薬)</p> <p>トリアゾラム錠 0.25mg「TSU」 (鶴原製薬)</p> <p>トリアラム錠 0.125mg・0.25mg (小林化工)</p> <p>ネスゲン錠「0.25」 (辰巳化学=マイラン製薬)</p> <p>ハルシオン 0.125mg錠・0.25mg錠 (ファイザー製薬)</p> <p>ハルラック錠 0.125mg・錠 0.25mg (富士薬品=共和薬品工業)</p> <p>パルレオン錠 0.125mg・錠 0.25mg (大洋薬品工業)</p> <p>ミンザイン錠 0.125mg・錠 0.25mg (日医工)</p>
ニトラゼパム	<p>チスボン錠 5・錠 10 (鶴原製薬)</p> <p>ニトラゼパム錠 5mg「トーフ」 (東和薬品)</p> <p>ニトラゼパム錠 5mg「JG」・錠 10mg「JG」 (日本ジェネリック)</p> <p>ネルボン散 1%・錠 5mg・錠 10mg (第一三共)</p> <p>ネルロレン細粒 1% (辰巳化学)</p> <p>ネルロレン錠「5」・錠「10」 (辰巳化学=日本ジェネリック)</p> <p>ノイクロニック錠 5 (大洋薬品工業)</p> <p>ヒルスカミン錠 5mg (イセイ)</p> <p>ベンザリン細粒 1%・錠 2・錠 5・錠 10 (塩野義製薬)</p>
ニメタゼパム	<p>エリミン錠 3mg・錠 5mg (大日本住友製薬)</p>
バルビタール	<p>バルビタール「ホエイ」 (マイラン製薬)</p>

ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5mg・錠10mg (第一三共)
フェノバルビタール	フェノバル原末・散10%・錠30mg・エリキシル0.4%・注射液100mg (藤永製薬=第一三共) フェノバルビタール シオエ(末) (シオエ製薬=日本新薬=吉田製薬) フェノバルビタール「ホエイ」(末)・散10%「ホエイ」 (マイラン製薬) フェノバルビタール散10%「シオエ」 (シオエ製薬=日本新薬) フェノバルビタール散10%「ヒシヤマ」 (ニプロファーマ) フェノバルビタール散10%「マルイシ」 (丸石製薬=吉田製薬) フェノバルビタール散10%「JG」 (日本ジェネリック)
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルバル静注用250mg (ノーベルファーマ=アルフレッサファーマ) 10%フェノバルビタール注「ノーベル」 (ノーベルファーマ=日医工) <経> ルピアール坐剤25・坐剤50・坐剤100 (久光製薬) ワコビタール坐剤15・坐剤30・坐剤50・坐剤100 (和光堂)
フェノバルビタールの配合剤	アストモリジン配合腸溶錠・配合胃溶錠 (マルホ) トランコロンP配合錠 (アステラス製薬) ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 (藤永製薬=第一三共) 複合アレピアチン配合錠 (大日本住友製薬) ベゲタミン-A配合錠・-B配合錠 (塩野義製薬)
プラゼパム	セダプランコーワ錠5・錠10 (興和=興和創薬) <経>
フルジアゼパム	エリスパン細粒0.1%・錠0.25mg (大日本住友製薬)
フルラゼパム塩酸塩	ダルメートカプセル15 (共和薬品工業) ベノジールカプセル10・カプセル15 (協和発酵キリン)
プロチゾラム	アムネゾン錠0.25mg (日新製薬=第一三共エスファ) グッドミン錠0.25mg (田辺三菱製薬=吉富薬品) ゼストロミン錠0.25mg (東和薬品) ソレントミン錠0.25mg (大正薬品工業=興和テバ=マイラン製薬) ネストローム錠0.25mg (辰巳化学=富士フィルムファーマ) ノクスター錠0.25mg (アルフレッサファーマ) プロゾーム錠0.125mg・錠0.25mg (ニプロファーマ) プロチゾラム錠0.25mg「タイヨー」・OD錠0.25mg「タイヨー」 (大洋薬品工業) プロチゾラム錠0.25mg「CH」 (長生堂製薬=田辺製薬販売) プロチゾラム錠0.25mg「JG」・OD錠0.25mg「JG」 (大興製薬=日本ジェネリック) プロチゾラム錠0.25mg「YD」 (陽進堂) プロチゾラムM錠0.25「EMEC」 (サンノーバ=エルメッドエーザイ) プロチゾラン錠0.25mg (日医工)

	<p>プロメトン錠0.25mg (マイラン製薬)</p> <p>レドルパー錠0.25mg (大原薬品工業=旭化成ファーマ)</p> <p>レンデム錠0.25mg・D錠0.25mg (メディサ新薬=沢井製薬)</p> <p>レンドルミン錠0.25mg・D錠0.25mg (日本ベーリンガーインゲルハイム)</p> <p>ロンフルマン錠0.25mg (共和薬品工業)</p>
プロマゼパム	<p>セニラン細粒1%・錠2mg・錠5mg (サンド=日本ジェネリック)</p> <p>セニラン錠1mg・3mg・坐剤3mg (サンド)</p> <p>レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5 (中外製薬=エーザイ)</p>
ペモリン	<p>ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg (三和化学研究所)</p>
マジンドール	<p>サノレックス錠0.5mg (ノバルティスファーマ)</p>
ミダゾラム	<p>ドルミカム注射液10mg (アステラス製薬)</p> <p>ミダゾラム注10mg「サンド」 (サンド=富士製薬工業)</p> <p>ミダゾラム注射液10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業)</p>
メダゼパム	<p>パムネース細粒・錠2・錠5 (東邦新薬)</p> <p>メダゼパム錠2 (ツルハラ)・錠5 (ツルハラ) (鶴原製薬)</p> <p>レスミット錠2・錠5 (塩野義製薬)</p>
ロフラゼブ酸エチル	<p>アズトレム錠1mg・錠2mg (高田製薬)</p> <p>ジメトックス錠1・錠2 (日医工ファーマ=三和化学研究所)</p> <p>スカルナーゼ錠1mg・錠2mg (東和薬品)</p> <p>メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg (Meiji Seika ファルマ)</p> <p>メデタックス錠1・錠2 (メディサ新薬=沢井製薬)</p> <p>ロンラックス錠1mg・錠2mg (シオノケミカル=マイラン製薬=興和テバ)</p>
ロラゼパム	<p>アズロゲン錠0.5・錠1.0 (高田製薬)</p> <p>ユーパン錠0.5mg・錠1.0mg (沢井製薬)</p> <p>ワイパックス錠0.5・錠1.0 (ファイザー製薬=武田薬品工業)</p>
ロルメタゼパム	<p>エバミール錠1.0 (バイエル薬品)</p> <p>ロラメット錠1.0 (あすか製薬=武田薬品工業)</p>

注1) 会社名の表記 (A) A社…製造販売業者
(A=B) A社…製造販売業者 B社…販売元、発売元等
(A=B=C) A社…製造販売業者 B社、C社…販売元、発売元等

注2) <経> : 平成24年3月31日までの使用期限の経過措置品目

(4) 動物用医薬品

農林水産省動物医薬品検査所 動物用医薬品データベース (平成18年3月現在)

第2種向精神薬 (市販されているもの)

物質名	商品名 (会社名)
ペントバルビタール (ペントバルビタールナトリウム)	ソムノペンチル注 648mg (共立製薬)

第3種向精神薬 (市販されているもの)

物質名	商品名 (会社名)
プロチゾラム	メデランチル注 10mg (ベーリンガーインゲルハイムシオノギベトメディカ)

向精神薬事故届

免許(登録)証の番号	第 号	免許(登録)年月日	年 月 日
免許(登録)の種類			
向精神薬営業 所、向精神薬 試験研究施設 又は病院等	所在地		
	名称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称)</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>山口県知事 殿</p>			

問合せ先及び書類提出先

岩国健康福祉センター	環境衛生薬事班	(0827)29-1526
柳井健康福祉センター	環境衛生薬事班	(0820)22-3631
周南健康福祉センター	環境衛生薬事班	(0834)33-6427
山口健康福祉センター	環境衛生薬事班	(083)934-2534
宇部健康福祉センター	環境衛生薬事班	(0836)31-3200
長門健康福祉センター	環境薬事班	(0837)22-2811
萩健康福祉センター	環境衛生薬事班	(0838)25-2666
下関市立下関保健所	生活衛生課	(0832)31-1540
山口県健康福祉部薬務課	麻薬毒劇物班	(083)933-3018

※ 提出する書類は、薬局の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）に提出してください。

※ 申請書等の様式は、健康福祉センター（保健所）にあります。また、山口県行政情報ホームページからもダウンロードできます。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/yakumu/down_index.htm

(平成24年3月発行)